

① 専門医制度の充実と移行措置試験について

1. 専門医制度の充実について

- 日本認知症学会は日本専門医機構への加盟・同機構による認知症専門医制度の承認をめざしています。現在、日本専門医機構による専門医制度整備に当たって、
 1. 市民にわかりやすい専門医制度が強く求められています。
 2. 地域医療を重視し、全国をカバーできる専門医数が求められています。
- 上記2点を達成するために、日本認知症学会は日本老年精神医学会とも協力して認知症専門医療のさらなる充実をはかることにしています。

2. 移行措置試験受験のお願い(下記に該当する専門医のみ)

[A] 2008～2011年に認定された暫定措置専門医

[B] 教育セミナー受講で研修歴を代替した筆記試験合格専門医

- 12月中旬に、全専門医宛てに、それぞれの先生が上記[A][B]に該当するかどうかを含め、詳しいご連絡を郵送でお送り致しました。もし12月末時点で受け取っておられない専門医がおられましたら、事務局宛にご連絡下さい。
- 以下、スライド②～④で「移行措置試験」について簡単に説明します。

② 移行措置試験について

移行措置試験が必要となった背景

- 認知症学会は認知症専門医制度について日本専門医機構の承認を受けることをめざしています。
- 日本専門医機構では、専門医の要件として、(i)認定教育施設での3年間の研修歴と、(ii)試験合格を求めています。
- したがって、将来、認知症専門医制度が日本専門医機構の承認を受けますと、上記(i)(ii)の要件を満たしていない認知症専門医は機構の認定を受けられず、専門医資格を維持できなくなる可能性が高いと考えられます。

移行措置試験はこのように実施します

- まず2020年中に、問題形式のテキストを出版します。
- そのテキストをマスターしていれば合格できるような筆記試験とします。
- 移行措置試験は上記テキスト発行後、2020～2021年に複数回実施する予定です(正確な実施回数、会場は現時点では確定していません)

③

2008～2011年に認定された暫定措置学会専門医

症例報告書審査(暫定措置の5症例報告)に合格

症例報告書評価票記載内容の審査に合格(当時の審査委員)

移行措置試験*

機構加盟

機構専門医

移行措置試験を受験せず

学会専門医(機構の枠外)

機構加盟後の経過措置(5年間?)

認知症学会認定臨床医
(機構の枠外)

*移行措置試験は2021年頃まで実施予定
2020年中に問題形式のテキストを発行
試験は上記テキストから出題されます

2011年以降の試験合格専門医(研修期間振替なし)

教育施設研修(3年間)

2011年以降の試験合格専門医(研修期間振替あり)

教育セミナー	教育施設研修(2年間)
教育セミナー(2回)	教育施設研修
教育セミナー(3回)	

機構加盟

移行措置試験*

機構加盟

日本専門医機構専門医

機構加盟までに不足期間分の追加研修を完了することで日本専門医機構専門医として認められるかどうかは、現段階では不明です(少なくとも教育施設の指導責任医師は該当しません).

移行措置試験を受験せず

学会認定専門医(機構の枠外)

機構加盟後の経過措置(5年間?)

認知症学会認定臨床医